

令和6年8月9日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年8月9日（金）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番		2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番		5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員 1番 芹口 民雄 4番 宇藤 信喜

13番 安藤 吉孝

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画（案）の承認について 【特例事業】

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 それでは、総会に入らせていただきます。  
令和6年度第5回高森町農業委員会総会を開会いたします。  
本日、農業委員14名中、11名出席されております。  
農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席がありますので、総会が成立いたしますことを報告いたします。  
それでは、高崎会長に挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。  
本日もお忙しい中、総会に出席していただき、ありがとうございます。  
毎日、暑い日が続いております。  
炎天下、農作業等を行っている方々につきましては、この暑い日がまだまだ続くと思っておりますので、どうか体調管理に気を付けられ、熱中症等にかからないように作業を行ってもらえばいいかなと思っております。  
それと、今回の総会ですが、報告と承認だけとなっております。  
私も農業委員を始めて、3条、4条、5条が出ない会というのは、多分初めてじゃないかと思っております。  
皆さんと一緒に協力して、今回の総会を進めていきたいと思っております。  
それと、本日は総会が終わった後に、非農地判断がありますので、そこまでよろしく願いいたします。  
それでは、始めていきます。

#### 「議第22号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
令和6年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ですので、こちらから指名ということでよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は10番委員、12番委員をお願いいたします。

#### 「報告第4号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和6年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは報告ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。  
4ページをお開きください。  
番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続になります。  
補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆になります。

続きまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続になります。  
補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆になります。  
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。これは相続です。  
今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、次にいきたいと思います。

### 「議第23号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【特例事業】。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和6年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件は利用集積計画ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。  
6ページをお開きください。  
本案件は、農用地区域内の農地を担い手に売買する場合、担い手

側の面積要件を満たす必要がありますが、売られる方は800万円の税の特別控除があり、農地を取得される方も不動産取得税の特例措置がある事業です。

番号1です。

譲渡人、農業公社、譲受人、土地の所在地、現況地目、面積等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、6ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところの筆になります。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

事務局 7月に審議した折、地権者の3人の方から一度農業公社に名義替えを行った案件の続きになります。

今回、担い手側に名義替えを行うことで、特例事業は完了となります。

議長 よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、この件については承認いたします。

#### 「議第24号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(配分)(案)の承認について【中間管理・農地バンク一括方式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年8月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件も農地バンクの一括方式の案件ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。

8ページをお開きください。

番号1です。

貸付人が農業公社を通して、借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地情報、契約内容につきましては、8ページに記載のとおりです。

10 a 当たりの金額について端数が出ているのは4筆合計で契約しているため端数が出ております。

補足資料は、8ページです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件についても、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても承認いたします。

これで、今回の議案は終わります。

次回はまた議案が増えることもあると思います。

そのときはよろしくお願いします。

本日はお疲れさまでした。